

福井市監査告示第11号

令和6年2月16日付け監査告示第6号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月11日

福井市監査委員 浅野 信也
福井市監査委員 堀田 宏憲
福井市監査委員 青木 幹雄
福井市監査委員 玉村 正人

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
2 措置を講じた部局等 農林水産部 林業水産課
3 措置通知を収受した年月日 令和6年3月7日
4 措置内容

指摘事項	措置内容
<p>公用車の破損を確認した際は、福井市財務会計規則第222条に基づき、自動車事故発生報告書を作成し、関係所属へ提出する必要がある。</p> <p>しかし、所管課は、保有する車両の破損を確認したが、自動車事故発生報告書を作成しておらず、関係所属への報告を怠っていた。その結果、関係所属に</p>	<p>自動車事故発生報告書を作成し、関係所属への報告を行わなかった本件について、改めて自動車事故発生報告書を作成し、関係所属へ報告を行った。それを受けて、関係所属により公益社団法人全国市有物件災害共済会への手続を行った。</p> <p>令和5年度にも本件と類似した、公用車が停車中に後方の窓ガラスが破損する事故が発生したが、自動車</p>

<p>よる公益社団法人全国市有物件災害共済会への保険の手続がなされなかった。</p> <p>今後、車両の破損を確認した際は、自動車事故発生報告書を作成し、関係所属への報告を確実に行われたい。</p>	<p>事故発生報告書を関係所属に速やかに提出し、報告を行った。</p> <p>今後、車両の運転には細心の注意を払うとともに、車両の破損を確認した際には、速やかに自動車事故発生報告書を作成し、関係所属への報告を確実に行うよう周知徹底に努めている。</p>
---	--